

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第13号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(休暇等)</p> <p>第69条 職員の休暇及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業（以下「部分休業」という。）は、校長が承認する。ただし、校長の5日以上にわたる休暇及び部分休業については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(休暇等)</p> <p>第69条 職員の休暇及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業（以下「部分休業」という。）は、校長が承認する。ただし、<u>校長が、次に掲げる休暇を請求しようとする場合及び部分休業を請求しようとする場合は、</u>あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>介護休暇</u></p> <p>(2) <u>介護部分休業</u></p> <p>(3) <u>5日以上にわたる休暇（前2号に掲げる休暇を除く。）</u></p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。